「カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」に関する意見募集の結果について（回答）

令和８年３月２日
カジノ管理委員会

１　意見募集の結果

「カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」について、令和７年12月19日から令和８年１月17日までの間、広く国民の皆様から意見の募集を実施しました。

その結果、募集期間において、10件の御意見が寄せられました。お寄せの御意見の概要及びそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、御意見については、取りまとめの都合上、必要に応じ整理しています。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、本件と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の政策の推進に当たって参考とします。

２　公布・施行日

「カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則」は、本日公布・施行されました。

（別紙）

「カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」に寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方について

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	案文にカジノ管理委員会委員長の個人名が書いてあるが、他省庁の案によっては名前の箇所が空欄の場合もあるので、「カジノ管理委員会委員長　〇〇〇〇」にしても良いのではないか。	御指摘の点については、各省庁では、案文において意見募集手続開始時点の大臣名や委員長名を記載することがより一般的であるため、今回もそれにならったものです。
2	立入検査は強い権限を伴うため、偽造防止対策（ICチップ、QRコード、ホログラム等）が必要と考える。現行案は「紙1枚」としか書かれておらず、セキュリティが弱いので、偽造防止対策の強化をすべきではないか。 身分証明書に「有効期限」が記載される形式なのに、有効期限は何年なのか、更新の基準は何か、更新時に適格性を再確認するのかといった重要事項が規則案に一切書かれていない。行政権限の濫用を防ぐためにも、有効期限と紛失時を含めた更新手続等を規則に明確に記載すべきではないか。 立入検査の対象条項が多岐にわたるため、「〇」の付け忘れ、記載漏れが起きると、現場でトラブルになる可能性がある。権限の範囲を個別に明確化したIDカードの方が望ましいと考える。また国民や事業者が見ても「この職員が何をできるのか」が分かりにくい。権限の範囲を簡潔に説明する欄が必要と考える。 「必要に応じて英文併記できる」とあるが、どのケースで必要と判断するのか。英文の正確性はどう担保するのかが不明である。	身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）に係る安全性、透明性の観点から御意見いただきありがとうございます。いただいた御意見については、本規則の今後の運用について検討していくに当たり参考とさせていただきます。 なお、偽造防止対策の強化の点については、身分証明書を発行する際に当委員会の公印を使用し、発行をする予定です。 有効期限・更新時の手続を明確化すべきとの点については、内部で適切な有効期間を設定し、運用をする予定です。紛失時の措置についても、適切に対応することとしています。 権限の範囲を個別に明確化すべきとの点については、権限の内容をきちんと個別に明記した上で発行してまいります。また、権限の範囲の説明については、本規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）及び特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）で規定されている立入検査等にのみ限定されているため、追加の対応は不要と考えています。 英文併記の点については、今後必要に応じて適切に対応してまいります。